

## 南部町結婚新生活支援補助金交付要綱

制定 令和 3 年 4 月 1 日  
改正 令和 4 年 4 月 1 日  
改正 令和 5 年 4 月 3 日  
改正 令和 5 年 9 月 22 日  
交流要綱 第 3 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、少子化対策の強化を図ることを目的として、経済的理由で結婚に踏み出せない者を対象に、婚姻に伴う新生活の経済的不安の軽減を支援する南部町結婚新生活支援補助金を交付することに関し南部町補助金等の交付に関する規則（平成18年南部町規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象世帯)

第 2 条 補助金の交付対象世帯は、新婚世帯であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住居が南部町内にあり、かつ、申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住居の所在地となっていること。
- (2) 婚姻日における夫婦の双方の年齢が 39 歳以下(年齢計算に関する法律第 2 項及び民法第 14 条に基づく。)であること。
- (3) 前年(1 月から 5 月までに婚姻した世帯にあっては前々年)の夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満である世帯であること。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得から貸与型奨学金の年返済額を控除した金額とする。
- (4) 夫婦が同一の世帯として、対象となる住居に居住していること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。ただし、町営住宅は対象とする。
- (6) 過去にこの制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 町税を滞納していないこと。
- (8) 婚姻後継続して 3 年以上南部町に居住すること。
- (9) 南部町暴力団排除条例(平成 23 年南部町条例第 14 号)第 2 条で定める暴力団及び暴力団員に該当しないこと。
- (10) 同一人物との再婚による婚姻でないこと。
- (11) その他国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に適合すること。

### (補助対象事業及び対象費用)

第 3 条 補助対象事業及び対象費用は別表に定めるとおりとする。

#### (事業の対象要件)

第4条 事業の対象要件は次項以降に定めるものとする。

- 2 住宅賃借費用において、契約名義人は夫婦のいずれか又は勤務先であることを条件とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当にあたる部分を除いた額を補助の対象とする。
- 3 賃貸物件のリフォーム工事費用の場合は、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用でないことが確認できる場合のみを対象とする。
- 4 補助対象事業と同一の事業により、国、青森県又は南部町の他の助成制度等による補助金等の交付を受けている場合は、対象外とする。ただし、次の補助制度による補助金等の交付を受ける場合は対象とする。
  - (1) すまい給付金
  - (2) 住まいの復興給付金
  - (3) 外構部の木質化対策支援事業
  - (4) 南部町住宅新築リフォーム支援事業補助金
- 5 生活保護による生活扶助又は住宅扶助、その他の扶助を受給している場合は、その部分について対象外とする。
- 6 いずれも補助対象者以外(他親族や知人等)が支払った費用は対象外とする。
- 7 リフォーム工事費用において、施工業者が長期優良住宅化リフォーム推進事業(国土交通省所管)の補助金を受給している場合は、対象外とする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、1世帯につき30万円を上限として、予算の範囲内において交付する。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### (算定対象期間)

第6条 補助金の算定対象期間は、婚姻した日から婚姻した日が属する年度の3月10日までを対象とするが、婚姻を機に同居していることが契約書等において確認できる場合は、婚姻した日の3月前の日(ただし、申請年度の4月1日を超えることはできない。)より補助の対象となる。

#### (補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、婚姻した日から当該年度3月10日(第9条第1項第2号に該当する者にあっては3月31日)までに南部町結婚新生活支援補助金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、3月10日が休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日までに申請することとする。

- (1) 夫及び妻の記載のある戸籍謄本、若しくは戸籍の全部事項証明、又は婚姻届受理証明書等の婚姻日及び生年月日が確認できる書類

- (2) 夫及び妻の所得証明書
  - (3) 夫及び妻の居住する自治体における税の滞納がない証明書
  - (4) 町内に居住していることがわかる証明書（世帯全員分の住民票の写し等）
  - (5) 物件の売買契約書の写し(住宅取得の場合)
  - (6) 物件の賃貸借見積書又は賃貸契約書の写し(住宅賃貸の場合)
  - (7) 住宅手当支給証明書の写し(住宅賃貸の場合)
  - (8) 引越しに係る領収書の写し(引越しの場合)
  - (9) 算定対象期間に対象経費に対して支払った金額がわかる領収書の写し
  - (10) 離職票の写し(離職した場合)
  - (11) 貸与型奨学金に係る年間返済額が分かるもの(奨学金を借りている場合)
  - (12) 家賃相当額を支払っていることが確認できる給与明細等の写し(賃貸における契約名義が勤務先の場合)
  - (13) リフォーム費用に係る領収書の写し(リフォームの場合)
  - (14) 施工前の写真及び施工後の写真(リフォームの場合)
  - (15) 内訳明細書(リフォームの場合)
  - (16) リフォーム工事の契約書又は請書の写し(リフォームの場合)
  - (17) 賃貸借契約書の写し(賃貸物件をリフォームする場合)
  - (18) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- 2 申請者は補助事業について町長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。
- 3 町長は、第2条第8号に定める要件確認のため、申請日以後3年に渡り、住民基本台帳により居住の実態を確認するものとする。
- 4 申請する時点において、同条第1項第1号に掲げる書類が添付できない場合は、後日2週間以内に提出するものとする。また、同項第2号から第4号に掲げる書類が添付できない場合は、後日3日以内に提出するものとする。

(交付の決定等)

第8条 町長は、第7条及び第9条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適當と認めたときは、南部町結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(継続補助)

第9条 婚姻した日が属する年度に補助金の交付決定を受けた者は、次各号のいずれかに該当するときに限り、翌年度においても補助金の申請をすることができる。この場合、翌年度の算定対象期間は、4月1日から、婚姻した日以降、1年を経過する婚姻日までとする。ただし、翌年度も本事業が継続して行われた場合に限る。

- (1) 算定対象期間内に補助金上限額に達しなかったとき。
- (2) 婚姻した日が属する年度の対象経費が算定対象期間外、又は当該年度の対象経費がな

いとき。

- 2 前項の申請は、婚姻した日の翌年度 4 月 1 日から 3 月 10 日までとする。この場合において、第 7 条第 1 項に掲げる必要書類のうち第 1 号及び第 2 号を省略できるものとし、前年度の南部町結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）の写しを添付するものとする。

（請求の手続）

第 10 条 前条の規定による通知を受けた者は、南部町結婚新生活支援補助金請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 11 条 町長は、第 7 条第 3 項において町内に住居を確認できなかった場合、又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、既に補助金を交付した者（以下この条において「交付認定者」という。）に対し補助金を返還させるものとする。

- 2 前項に規定する補助金の返還については、南部町結婚新生活支援補助金返還請求書（様式第 4 号）により交付認定者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第 12 条 補助金の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。

（証拠書類の整理）

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出に係る証拠書類を整理及び補助金の交付を受けた日から 5 年間保存しておかなければならぬ。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 4 年度における特例）

- 2 第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 4 年 1 月 1 日から 3 月 31 日に婚姻した世帯の算定対象期間は令和 4 年 1 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、補助申請期間は令和 4 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。また、令和 4 年 4 月 1 日から 6 月 30 日に婚姻した世帯が婚姻を機に同居していることが契約書等において確認できる場合は、婚姻届を受理された日の 3 月前の日より補助の対象とする。

- 3 令和 3 年 1 月 1 日から 12 月 31 日に婚姻した世帯が継続補助を受ける場合の算定対象期間は、婚姻した日から 1 年間を限度とし、リフォームは補助対象外とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

この通知による改正前の南部町結婚新生活支援補助金交付要綱で補助金を交付した申請者に対しては、改正後の第7条について同意を得た上で、町長が居住の実態を確認するものとする。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象費用	補助対象外費用
住宅取得	(1)新たに物件を購入する際に要した費用 (2)住宅を新築する際に要した費用	(1)土地購入代 (2)住宅ローン手数料
住宅賃借	新たに物件を賃借する際に要した事業期間内の費用 (1)賃料 (2)敷金 (3)礼金(保証金などこれに類する費用を含む。) (4)共益費及び仲介手数料	(1)駐車場代 (2)地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象になる物件にかかる費用 (3)算定対象期間外の費用(いわゆる前家賃)を支払うものについては、支払日が事業期間内であっても対象外となる。
引越	引越しに係る費用で引越し業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。	(1)不用品の処分費用 (2)物品の購入費用 (3)引越し業者が行う光熱水費等の代行サービス料やエアコンのクリーニング費用
リフォーム	住宅の機能の維持又は向上を図るために業者が行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用	(1)倉庫、車庫に係る工事費用 (2)門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用 (3)エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用

## 様式第1号（第7条関係）

年 月 日

南部町長

殿

申請者（住所）

(氏名)

## 南部町結婚新生活支援補助金支給申請書

南部町結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

## 1 申請内容

婚姻日		年 月 日			
新居に住民票を置いた日		(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日		
費用内訳	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日		
		家 賃 (a - b) + (c - d)	① 同居を始めた日 ( 年 月 ) 賃 料 _____ 円 (a) 住宅手当支給額 _____ 円 (b)		
			② 同居を始めた日の翌月以降 ( 年 月 分 ~ 年 月 分 ) 賃 料 _____ 円 (c) 住宅手当支給額 _____ 円 (d)		
		敷 金	円		
		礼 金	円		
		共 益 費	円		
		仲介手数料	円		
		小 計 (A)	年 月 日		
		住居費 (購入)	契約締結年月日	円	
			契約額	円	
	領収書記載額 (B)	年 月 日			
引越し	引越し年月日	円			
	領収書記載額 (C)	年 月 日			
リフォーム費用	契約締結年月日	円			
	領収書記載額 (D)	円			
合計(E)((A)+(B)+(C)+(D))		円			
補助申請額		円			
継続補助申請見込額 (該当がある場合は記入してください)					

※1 「補助申請額」には合計(F)の額又は30万円のいずれか低い額を記入してください。  
 ※2 「補助申請額」に1,000円未満の端数は、切り捨てとなります。

2 確認（該当する項目の□にチェックをいれてください。）

申請者	<input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた日から3年以上、南部町内に居住することを誓約し、町外に転出するような事態が生じた場合には、補助金を返還します。 <input type="checkbox"/> 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等ではありません。 <input type="checkbox"/> 町が支給要件の審査のために、保有する台帳等を閲覧し、補助金交付後最大3年間に渡り、調査することに同意します。 <input type="checkbox"/> 他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 勤務先から住宅手当を受給していません。 <input type="checkbox"/> 町税の未納はありません。 <input type="checkbox"/> 施工業者が長期優良住宅化リフォーム推進事業の補助金を受給していないことを確認済みです。（リフォームの場合） <input type="checkbox"/> 現在無職です。（該当する方のみ）
	<u>申請者名</u>
配偶者	<input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた日から3年以上、南部町内に居住することを誓約し、町外に転出するような事態が生じた場合には、補助金を返還します。 <input type="checkbox"/> 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等ではありません。 <input type="checkbox"/> 町が支給要件の審査のために、保有する台帳等を閲覧し、補助金交付後最大3年間に渡り、調査することに同意します。 <input type="checkbox"/> 他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 勤務先から住宅手当を受給していません。 <input type="checkbox"/> 町税の未納はありません。 <input type="checkbox"/> 施工業者が長期優良住宅化リフォーム推進事業の補助金を受給していないことを確認済みです。（リフォームの場合） <input type="checkbox"/> 現在無職です。（該当する方のみ）
	<u>配偶者名</u>

3 添付書類

- (1) 夫及び妻の記載のある戸籍謄本、若しくは戸籍の全部事項証明、又は婚姻届受理証明書等の婚姻日及び生年月日が確認できる書類
- (2) 夫及び妻の所得証明書
- (3) 夫及び妻の居住する自治体における税の滞納がない証明書（納税証明書）
- (4) 町内に居住していることがわかる証明書（世帯全員分の住民票の写し等）
- (5) 物件の売買契約書の写し（住宅取得の場合）
- (6) 物件の賃貸借見積書又は賃貸契約書の写し（住宅賃貸の場合）
- (7) 住宅手当支給証明書の写し（住宅賃貸の場合）
- (8) 引越しに係る領収書の写し（引越しの場合）
- (9) 算定対象期間に対象経費に対して支払った金額がわかる領収書の写し
- (10) 離職票の写し（離職した場合）
- (11) 貸与型奨学生に係る年間返済額が分かるもの（奨学生を借りている場合）
- (12) 家賃相当額を支払っていることが確認できる給与明細等の写し（賃貸における契約主義が勤務先の場合）
- (13) リフォーム費用に係る領収書の写し（リフォームの場合）
- (14) 施工前の写真及び施工後の写真（リフォームの場合）
- (15) 内訳明細書（リフォームの場合）
- (16) リフォーム工事の契約書又は請書の写し（リフォームの場合）
- (17) 賃貸借契約書の写し（賃貸物件をリフォームする場合）
- (18) 南部町結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）の写し（継続補助の場合）
- (19) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

殿

南部町長

印

南部町結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった南部町結婚新生活支援補助金の交付については、次のとおり決定及び確定しましたので通知します。

交付番号	第 号
交付決定額	円
交付確定額	円

様式第3号（第10条関係）

年　月　日

南部町長

殿

申請者　（住 所）  
（氏名）

印

南部町結婚新生活支援補助金請求書

年　月　日付で交付及び確定のあった補助金の交付については、南部町結婚新生活支援補助金について、南部町結婚新生活支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額　　円

2 振込口座

金融機関名	本支店名
銀 行 信用金庫 農 協	
預金種目	口座番号
普 通 当 座	口座名義（カタカナで記入してください）

※ゆうちょ銀行の方はこちらを記入ください。

ゆうちょ銀行	通帳記号
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金 <u>通帳の見開き左上</u> 又はキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	
通帳番号	口座名義（カタカナで記入してください）

様式第4号（第11条関係）

年　月　日

様

南部町長

印

南部町結婚新生活支援補助金返還請求書

あなたが受給した南部町結婚新生活支援補助金について、次のとおり返還してください。

交付番号	第号
返還金額	円
返還理由	
返還期限	年　月　日